

平成31年度東京都水道局

「消火栓水圧監視システムの開発」（制作委託）

に係る企画コンペ実施要領

1 目的等

東京都水道局（以下「当局」という。）は、PHS回線による首都中枢機能水圧確認システム（以下「本システム」という。）を開発し、地震などの災害時に、首都機能を支える拠点施設などの水圧情報を速やかに収集することで、水道復旧の時間短縮を図る事業を行ってきた。しかし、今年度を最後にPHS回線の新規受付が停止されるため、来年度以降、業務の継続が困難となってしまうことから、早急な通信方式の変更が求められていることと、取引用計器室に設置していた同測定器の運用範囲を広げるために、設置先を取引用計器室と比べ設置作業が迅速にできる消火栓室に変更することとなった。

本委託は、これらのことに伴い、新たな通信方式を用いた消火室栓設置型の水圧監視システムを開発（制作）することを目的とする。

本コンペの実施対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、PHSに代わる新たな通信方式を使用した圧力監視装置の機器開発とデータ収集装置開発、および当局施設への実導入に向けた実証検証を当局と行う開発である。

本コンペでは、対象業務に対して、具体的な内容の提案を求める。

2 契約件名、概要、履行場所及び実施時期

別紙「「消火栓水圧監視システムの開発」（制作委託）公募仕様書」のとおり

3 企画コンペの参加方法

（1）参加資格

対象業務を行うために必要な技術的能力及び経済的基盤を有する国の機関、地方公共団体又はその機関、独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）、国立大学法人等（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による一般社団法人等、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による公益社団法人等、特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人等、会社法による会社及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による特例有限会社とする。

なお、官公庁から電気設備、計装設備又は電話・通信に関する工事もしくは業務委託（物品納入を含む）を3年以内に請け負った実績があること。

（2）参加方法

企画コンペへの参加希望者は、平成31年4月12日（金）正午までに、次のアドレスに電子メールにより参加申込みしなければならない。

様式は任意とし、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者及び連絡先を明記するものとする。

【申込先メールアドレス】

kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp

4 提出書類等

応募者は、次のとおり企画書等を提出するものとする。

なお、企画書等の様式は、この要領に定めのあるものを除き、任意とする。

(1) 提出書類

ア) 企画書（企画の要旨、作業スケジュール、実施体制等）7部（うち6部については、応募者名及び応募者名を連想されるものを削除すること。）

イ) 官公庁から電気設備、計装設備又は電話・通信に関する工事もしくは業務委託（物品納入を含む）を3年以内に請け負った実績があることを証明するもの7部（うち6部については、応募者名及び応募者名を連想されるものを削除すること。）

ウ) 会社概要（既存の冊子、パンフレット等で可） 1部

(2) 提出期限

平成31年4月19日（金）正午まで

(3) 提出方法

持参、郵送又は信書便による（提出期限必着）。

なお、当局は、事故等による不到着の場合でも考慮しない。

また、持参の場合の受付時間は、東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）第1条第1項に定める休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒158-0085

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号

研修・開発センター2階

東京都水道局研修・開発センター開発課 開発調整担当

5 企画書の詳細

企画書を作成するにあたり、当局が予定する委託の条件は、以下とする

- ・ 予定期間は、平成31年度末までとする。
- ・ 事業費（委託料）は、3,000万円を上限とし、年度末精算とする。

(1) 件名

「消火栓水圧監視システムの開発」（制作委託）に係る企画書

(2) 企画書の記載内容

ア 企画提案等の概要及び研究目的を踏まえた実施方針

イ スケジュール

平成31年度末までの全体スケジュールを記載

ウ 開発費概算

概算費用を記載（スケジュールの内容と連動するように）

エ 類似研究の実績など応募者と開発を実施することにより当該開発目的達成に向けて有効であることを示す資料

オ 開発の実施体制

カ 開発に関わるスタッフのプロフィール、そのスタッフが所有する資格やこれまでの業務経験等を表すもの（掲載に当たっては応募者の特定につながらないよう

に加工すること。）。

- キ 開発で使用する特許等がある場合は、その内容。
- ク その他、応募者の企画内容を説明するために必要なこと。

(3) 企画書体裁

- ア A4縦版で両面印刷とし、装丁は環境に配慮した簡易なものとする。
- イ 文字の大きさは、縮尺が100%の状態ですべて10.5ポイント以上を確保すること。
ただし、図表に使用する文字は例外とする（見やすさには配慮すること。）。
- ウ 企画書の構成は、おおむね（2）に掲げる内容の順序とする。
- エ 別紙「企画書様式」「企画書様式(別紙)」を参考のこと。

6 企画コンペの実施

(1) 審査は、原則、書類審査により行う。

(2) 評価項目

企画案の審査は、企画提案等審査委員会において局内及び局外の審査員が行い、評価項目は次のとおりとする。

- ア 対象業務の目的が十分に理解されていること。
- イ 本研究を確実に実施できる体制であること。
- ウ 目的達成に向けた、検証内容、検証手法等が具体的に示されていること。
- エ 開発の手順、スケジュールなどは、妥当であるか。
- オ 類似の開発等を行った実績がある。
- カ 開発費

(3) ヒアリングを実施する場合は、日程を別途通知する。

7 スケジュール

参加申し込み	:	4月12日（金）正午まで
企画書提出	:	4月19日（金）正午まで
審査期間	:	5月上旬～5月中旬（予定） （ヒアリング実施の場合、審査期間内に実施）
特定時期	:	5月下旬（予定）

8 特定方法

(1) 特定に当たっては、最低基準を設け、審査委員による企画提案の評価点を平均した値がその基準に満たない時は、当該企画提案は特定の対象から除外する。

(2) 企画提案等審査委員会における審査の結果、審査委員による評価の合計点が最も高かった企画案を特定する。

(3) 評価の合計点が同じ企画提案が複数ある場合には、各委員の評価点に基づき企画提案に順位をつけ、最も多くの委員から第1位を獲得した企画提案を特定する。
また、第1位を同数獲得した企画提案が複数ある場合には、委託開発費の低い企画提案を特定する。

さらに、委託開発費も同じ企画提案が複数ある場合には、委員長が各委員の評価結果を含め総合的に評価し、最も優れていると判定する企画提案を特定する。

9 最低基準

最低基準は、満点の5割とする。

10 結果通知

審査による選定後、速やかに、応募者に対し特定又は非特定を郵送により通知する。

11 その他

(1) 応募に係る費用は、すべて応募者負担とし、当局は一切費用を負担しないものとする。

(2) 提出物は、原則として返却しないものとする。

(3) 審査内容の質問には、一切応じない。

(4) その他の項目については、特記仕様書（案）を参照するものとする。

(5) 詳細については、当局の指示に従うものとする。

(6) 作成に当たっては、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）等に問題が生じないように、応募者が適切な措置を講じること。応募者は提出物の提出と同時に、提出物に係る著作権を東京都に譲渡するものとし、製作過程において生じる権利関係の処理は応募者の責任と経費において行うものとする。

また、応募者は、提出物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(7) 審査の結果、いずれの企画も採用しない場合がある。

【問合せ先】

東京都水道局

研修・開発センター開発課開発企画担当

担当 櫻井

開発調整担当

担当 市川、天野

電話 03-5483-3513

ファクシミリ 03-5483-2639